

# くらしの情報



## 3月のリサイクル回収日！



《3月3日》

・基線・穴粟・下達布・袋達布・中篠津・新西篠津・西篠津・西原・中原・川下  
・上達布の一部・平安の一部・豊野の一部

《3月5日》

・新高倉・拓新・武田・新樺・西高倉・基線の一部・豊野の一部・新湧の一部・西篠津の一部

《3月11日、25日》

・中央

《3月18日》

・新湧・北新・高倉・川上・上篠津・豊ヶ丘・沼ノ端・上達布・平安・豊野



## 農業委員会からのお知らせ

問合せ／事務局 ☎57-2111(内線434)

### 農業委員会の活動計画（点検評価・目標）の意見を募集します

村農業委員会では「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」と「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」を作成いたしました。

つきましては、この点検・評価（案）、計画（案）に対する村民のみなさまのご意見・ご要望などをお聞きし「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を策定いたします。

なお、お寄せいただいたご意見などに対しては回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

#### 【点検・評価（案）、活動計画（案）の公表方法】

村のホームページ及び農業委員会事務局に備付け

#### 【ご意見などの募集期間】

平成27年3月31日（火）まで

#### 【ご意見などの提出方法】

住所、氏名をご記入のうえ、書面・郵送・ファックス・電子メールで提出してください。

なお、提出様式は問いません。

#### 【ご意見などと個人情報の取扱いについて】

お寄せいただいたご意見などは「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」と「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画」策定における検討資料とさせていただきます。

なお、ご意見などを提出される際の個人情報は本計画の策定以外の目的での使用または公表は一切いたしません。

○提出先／〒068-1192 新篠津村第47線北13番地 新篠津村農業委員会事務局

☎58-3854 電子メールアドレス／noui\_cho@vill.shinshinotsu.hokkaido.jp

### 農業者年金に加入されている方が、冬期間、厚生年金に加入した場合は手続きが必要です

除雪の運転業務などにより、冬期間、厚生年金に加入した場合は、農業者年金の脱退の手続きが必要です。これは、農業者年金の被保険者（加入者）となる要件として、国民年金の第1号被保険者でなければならないからです。厚生年金などの被保険者となったときは国民年金の第2号被保険者となりますので、農業者年金の資格を喪失します。

また、再び国民年金の第1号被保険者となったときは、農業者年金の加入手続きが必要です。農業者年金は、これら厚生年金などに加入していた期間のうち、一定の要件に該当する者については、手続きをすれば、給付額の算定とはなりません。農業者年金の政策支援加入要件や特例付加年金の支給要件である期間に算入することができます（この算入される期間を「カラ期間」といいます）。農業者年金の加入期間が20年に満たない方は、このカラ期間の手続きもされると良いでしょう。この手続きには、農業者年金基金が定める事業所発行の被用者年金加入期間等証明書が必要です。



住宅用火災警報器を設置しましょう！

